

令和7年度

障害福祉サービス事業者等集団指導
(指定・指導監査関係)

令和8年3月24日

姫路市役所 監査指導課

はじめに（説明にあたって）

例年3月末に実施している**障害者総合支援法等の事業者説明会（障害福祉課主催）**については、**令和8年3月30日に開催することを予定**しております。

令和8年度は、3年に1度行われる報酬改定の年度ではありませんが、国の総合経済対策等の方針を受け、次回の令和9年度改定を待つことなく、臨時的な見直しが実施されることになりました。

よって、3月30日に実施予定の事業者説明会では、令和8年度報酬改定に関する留意事項や新年度当初に係る留意事項について情報発信することとし、**今回の集団指導では、それに先立ち、令和7年度に実施した運営指導の結果等の情報発信を行います。**

3月24日集団指導

- ・ 令和7年度運営指導の結果
- ・ 早期に情報提供すべき事項の共有等

3月30日事業者説明会

- ・ 令和8年度報酬改定に関する留意事項
- ・ 新年度当初に係る留意事項

報酬改定の概要

把握資料と今後の情報発出について

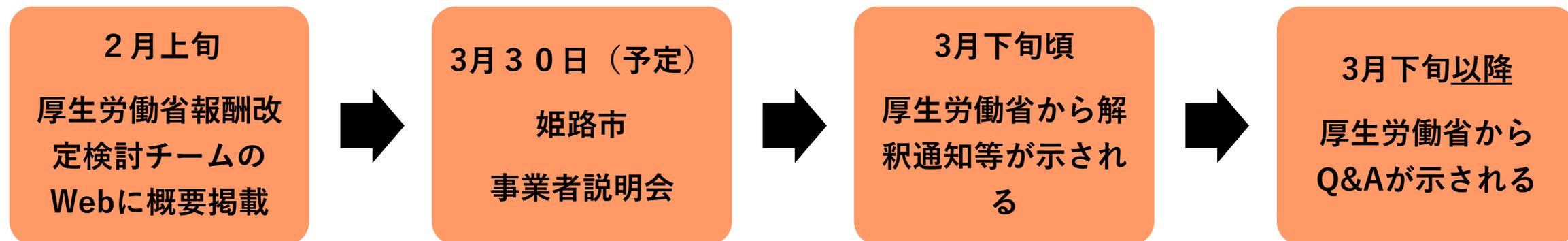
前述のとおり、3月30日の事業者説明会で情報発信をしますが、現在確認できる資料をお示ししますので、先んじて自ら情報取得、制度理解に努めてくださいますようお願いいたします。

現時点で確認できる報酬改定に関する厚生労働省の資料

- ・「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」
- ・「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」

※厚生労働省ホームページに掲載 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html

今後の報酬改定に関する情報発出の流れ



目次

1. 姫路市が実施する指導	P. 5
2. 姫路市運営指導における実績	P. 7
3. 運営指導における主な指摘事項	P. 1 6
4. 身体拘束廃止未実施減算について	P. 2 0
5. 届出書等の標準様式について	P. 2 1
6. 経営情報の見える化について	P. 2 5
7. 事務連絡	P. 2 7

1. 姫路市が実施する指導

集団指導と運営指導

集団指導	対象	指定を受けている全事業者
	目的	① 関係法令・制度の趣旨や目的の周知及び理解の促進 ② 算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など
	ホームページ	[障害福祉サービス事業] [障害児通所支援事業] 集団指導について URL https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html
運営指導	対象	① 一般指導 全事業者のなかから計画的に実施 ② 随時指導 その他、一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施
	目的	事業所の所在地等において関係書類の閲覧及びヒアリングを実施することで、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳保持や人権擁護」及び「適正な報酬請求等」が図られるようにする。 ①運営指導、②報酬請求指導の観点から関係法令及び指定基準、報酬基準等に照らし、適正運営がなされているかを確認し、適切でない場合は指導する。
	ホームページ	[障害福祉サービス事業] [障害児通所支援事業] 運営指導について URL https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008533.html

集団指導、運営指導ともに姫路市ホームページにて専用ページによる情報発信をしております。

1. 姫路市が実施する指導 運営指導の確認項目

注意すべき点が
把握できる！？

どの書類の何を見られるのか？

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書に基づき確認

厚労省及びこども家庭庁ホームページ掲載箇所

加算届出の標準様式等 (令和7年11月28日更新)

- 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出等における留意点について [504KB]
- 標準様式 [1.1MB]

指導監査の標準様式等

- 主眼事項及び着眼点

(本件担当)
全般：社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
指導監査の標準様式等：社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室

こども家庭庁 ホーム こども向け 相談窓口 子育て中の皆さんへ 自治体の方 Global 5

ホーム > 運営 > 運営状況 > 運営状況説明 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について > 指導監査の標準様式等一覧

指導監査の標準様式等一覧

- 01【児童発達支援】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書 (自己点検表) (Excel/78KB)
- 02【放課後等デイサービス】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書 (自己点検表) (Excel/69KB)
- 03【居宅訪問型児童発達支援】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書 (自己点検表) (Excel/48KB)
- 04【保育所等訪問支援】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書 (自己点検表) (Excel/48KB)
- 05【福祉型障害児入所施設】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書 (自己点検表) (Excel/63KB)
- 06【医療型障害児入所施設】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書 (自己点検表) (Excel/58KB)
- 07【障害児相談支援】指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書 (自己点検表) (Excel/48KB)

厚労省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiushahukushi/seisansei/youshiki.html

こども家庭庁ホームページ
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei/shidokansa>

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書 (自己点検表) (指定児童発達支援)				
事業所名		点検年月日		
点検者氏名				
(注) 下線を付した項目が標準確認項目				
確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
17 児童発達支援計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第27条第1項		個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令15第27条第6項		個別支援計画
	(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	平24厚令15第27条第7項		保護者に交付した記録 個別支援計画
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	平24厚令15第27条第8項		個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録

上記自己点検表により、定期的にセルフチェックをすることで適切な運営体制を確保できます。

2. 姫路市運営指導における実績

(1) 過去の運営指導の実績（令和6年度障害福祉サービス）

令和6年度 実施時期 令和6年6月 ～ 令和7年3月	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	障害者支援施設	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	就労定着支援	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	宿泊型自立訓練	計画相談
事業所数	87	86	18	8	1	64	29	9	4	11	16	86	6	45	14	14	1	42
運営指導	11	11	4	1	0	9	9	4	1	1	4	15	0	10	2	2	0	9
文書指摘	24	23	13	2	-	27	23	8	3	0	9	<u>76</u>	-	<u>48</u>	2	2	-	18

【文書指摘の主な内容】

身体拘束、虐待防止、感染症に関する委員会に関する事項
(委員会の開催、指針の策定、研修の実施、従業者への周知等)

・就B、共同生活援助は実施数に対し指摘が多い状況

2. 姫路市運営指導における実績

(1) 過去の運営指導の実績（令和6年度児童及び地域生活支援）

令和6年度 実施時期 令和6年6月 ～ 令和7年3月	児童相談	児童発達支援	放課後等 デイサー ビス	居宅訪問 型児童 発達支 援	保育所等 訪問支 援	移動支 援	タイム ケア	地域活 動支 援セ ンタ ー Ⅰ 型	地域活 動支 援セ ンタ ー Ⅱ 型	地域活 動支 援セ ンタ ー Ⅲ 型	日中短 期入 所	福祉ホ ーム	訪問入 浴	計
事業所数	30	39	80	3	14	60	9	1	1	4	18	3	3	806
運営指導	7	10	20	0	2	8	2	0	0	0	1	0	0	143
文書指摘	13	40	<u>100</u>	-	0	5	3	-	-	-	2	-	-	441

【文書指摘の主な内容】

計画の作成、交付に関するもの
（利用者の氏名や利用日の記載漏れ、利用者の同意がない、
相談支援事業所への交付がない等）

・放課後等デイサービスは実施数に対し指摘が多い状況

2. 姫路市運営指導における実績

(1) 運営指導の実績（令和7年度障害福祉サービス）

令和7年度 実施時期 令和7年6月 ～ 令和7年9月	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	障害者支援施設	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	宿泊型自立訓練	計画相談
事業所数	88	88	17	8	1	65	30	9	4	12	18	90	6	48	14	14	1	42
運営指導	4	4	2	0	0	10	2	2	0	1	3	15	1	2	1	1	0	3
文書指摘	31	21	14	0	0	19	1	3	0	1	14	<u>96</u>	0	3	3	0	0	3

【文書指摘の主な内容】

身体拘束、虐待防止、感染症に関する委員会に関する事項
(委員会の開催、指針の策定、研修の実施、従業者への周知など)

・ R 6 に続き、就 B は指摘が多い状況であり、「就労会計に関する指摘」を9割の事業所に実施

2. 姫路市運営指導における実績

(1) 運営指導の実績（令和7年度児童及び地域生活支援）

令和7年度 実施時期 令和7年6月 ～ 令和7年9月	児童相談	児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支 援	保育所等 訪問支援	移動支援	タイムケア	地域活動 支援センタ ー Ⅰ型	地域活動 支援センタ ー Ⅱ型	地域活動 支援センタ ー Ⅲ型	日中短期入所	福祉ホーム	訪問入浴	計
事業所数	30	42	87	3	14	60	10	1	1	4	19	3	3	832
運営指導	3	0	1	0	0	4	0	1	0	1	1	0	0	62
文書指摘	4	1	2	0	0	23	0	3	0	0	0	0	0	242

・児童系および地域活動系のサービスに対する運営指導は、令和7年10月以降実施したため、令和8年度に実施の集団指導等で集計結果を周知予定。

2. 姫路市運営指導における実績 (2) 令和7年度運営指導指摘事項の構成比率

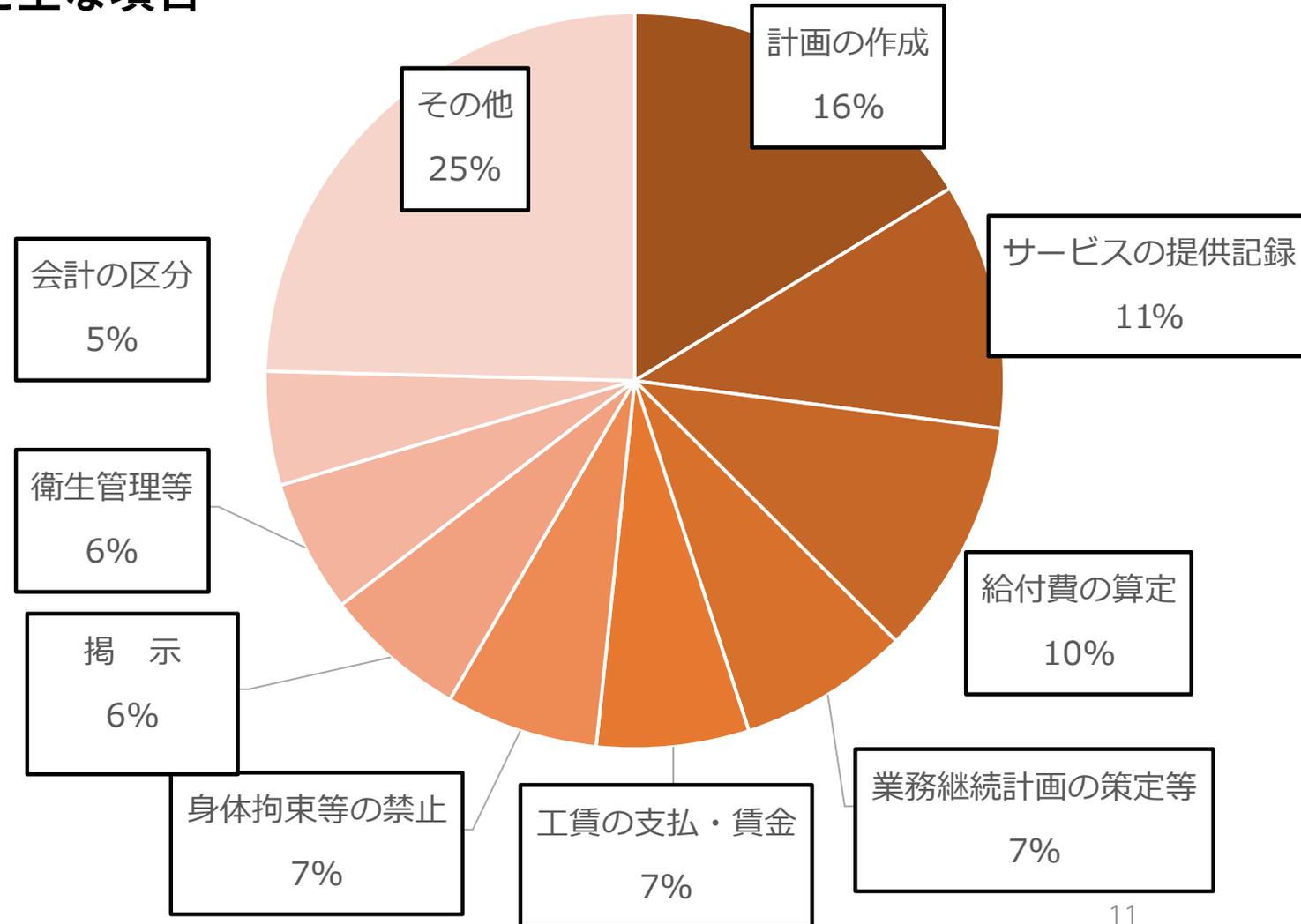
「速やかに改善を図るべき事項」となった主な項目

・文書指摘240件のうち、個別支援計画、サービス提供記録、給付費の算定、業務継続計画、身体拘束に関するものについて誤った運営が見られます。

・就労継続支援B型事業所について、運営指導を行った15事業所のうち、14の事業所に対し、工賃・賃金に関する指導を行いました。

・その他の指摘事項の主なもの虐待の防止、勤務体制の確保等、変更の届出、利用者負担額等の受領、秘密保持等事故発生時の対応 等

・業務管理体制に関する指摘は13件。



2. 姫路市運営指導における実績

(3) 令和7年度の過誤調整・減額請求指導事例

項目	指摘数	指摘事項
身体拘束廃止未実施減算	12 件	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等の適正化のための研修を実施していなかった。 ・身体拘束等適正化検討委員会を設置、開催していなかった。 ・身体拘束等適正化検討委員会の議事録がなく当該委員会の開催の事実を確認できない。
虐待防止措置未実施減算	9 件	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上の開催していない。
サービス提供職員欠如減算	1 件	直接支援員の総数が常勤換算方法で必要な数に達していなかった。
送迎加算	1 件	送迎の記録がなく、送迎加算が報酬算定されているものがある。
目標工賃達成指導員配置加算	1 件	目標工賃達成指導員を常勤換算 1 以上配置していない。

2. 姫路市運営指導における実績

(4) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例①

項目	事例	指摘を行ったサービス種別
個別支援計画未作成減算	初回の個別支援計画作成前にサービス提供をしているものがあつた。	就労継続支援B型、放課後等デイサービス
	個別支援計画について、見直し期間が6か月を経過しているものがあつた。	
	サービス管理責任者以外の者が作成した個別支援計画が散見された。	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための指針を作成していなかつた。	居宅介護、重度訪問介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービス 他
	身体拘束等の適正化のための研修を実施していなかつた。	
	身体拘束適正化検討委員会を設置、開催していなかつた。	

2. 姫路市運営指導における実績

(4) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例②

項目	事例	指摘を行ったサービス種別
不適切なアセスメント	サービス等利用計画の作成に当たって、利用者の居宅等を訪問することなくアセスメントを実施し、サービス利用支援費及び障害児支援利用援助費を請求しているものがあつた。また、利用者の <u>居宅等を訪問した記録がなかつた。</u>	計画相談支援
	モニタリングに当たって、利用者の居宅等を訪問することなくアセスメントを実施し、継続サービス利用支援費及び継続障害児支援利用援助費を請求しているものがあつた。また、 <u>利用者等に面接した結果の記録がなかつた。</u>	
サービス担当者会議未開催 (計画相談支援の給付費算定要件)	支給決定後、サービス担当者会議を開催せずに、サービス等利用計画を作成し、サービス利用支援費及び障害児支援利用援助費を請求していた。	計画相談支援

2. 姫路市運営指導における実績

(4) 令和6年度の過誤調整・減額請求指導事例③

項目	事例	指摘を行ったサービス種別
サービス管理責任者欠如減算	前サービス管理責任者が退職し、現サービス管理責任者が配置されるまでの間、サービス管理責任者を配置しておらず、サービス管理責任者が不在となった旨の届出を提出していなかった。	就労継続支援B型
サービスの提供の記録	サービスの提供の 記録がないにも関わらず、報酬算定されているものがあった。	就労継続支援B型
施設外就労に係る定員超過	事業所の利用定員を超える人数について施設外就労を行っていた。	就労継続支援A型

各種記録が無いことを理由に過誤調整に至るケースが見られます。請求は「根拠に基づき行う」ということを肝に銘じ、基本報酬や加算の請求の根拠となる記録はしっかり残してください。

3. 運営指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容①

①個別支援計画の作成（書類の交付）

対策⇒計画作成のプロセスは適切に！記録は漏れなく、詳細に！

- ・個別支援会議録に、利用者の参加がなく意向等を確認していなかった。
- ・利用者氏名や同意日の記載が漏れていた。
- ・個別支援計画を相談支援事業所に交付していない／交付した記録がなかった。
- ・作成に当たって、アセスメントの記録がないものがあった。
- ・個別支援計画の実施状況を把握するモニタリング前にケース会議を開催していた。
- ・モニタリングについて、支援目標ごとの評価の記録がなかった。

②サービス提供記録 **対策⇒記録は漏れなく、詳細に！**

- ・利用者の確認を受けていなかった。
- ・利用者の確認の署名や押印がなかった。
- ・サービス提供の開始時間と終了時間の記載がなかった。
- ・サービスの提供の記録がないにも関わらず、報酬算定されているものがあった。

3. 運営指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容②

③給付費の算定

対策⇒漠然と請求せず、毎月、必ず算定要件を満たしているか確認の上、請求する！

- ・ 食事提供体制加算：個別支援計画に記載がなかった。
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算：従業者へ支給されたことが確認できなかった。
- ・ 目標工賃達成指導員配置加算：目標工賃達成指導員が配置されていなかった。
- ・ 基本報酬（就労系等）：年度当初に届出がされていなかった。
- ・ 欠席時対応加算：サービス提供記録に記載がなかった。
- ・ 送迎加算：送迎の記録がなかった。
- ・ 特定事業所加算：従業者の資格が確認できなかった。

3. 運営指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容③

④業務継続計画 **対策⇒厚労省ガイドライン等を参考に定期的に見直す！**

- ・「建物・設備の安全対策」の状況や「必要品の備蓄」の状況が実態と異なっていた。
- ・「感染症に係る業務継続計画」が作成されていなかった。
- ・研修及び訓練を年に1回以上実施できていなかった。

⑤工賃の支払 **対策⇒厚労省の就労支援事業会計の運用ガイドラインを確認し 対応する！**

- ・工賃の目標水準及び前年度に支払われた工賃の平均額を利用者へ周知していなかった。
- ・就労支援事業会計処理基準により作成が義務付けられた書類が作成されていなかった。
- ・事前提出資料と工賃支払い実績資料に記載された金額に相違があった。
- ・生産活動に係る会計について余剰金が発生していた。

3. 運営指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容④

⑥身体拘束等の禁止

- ・ 委員会を年に1回以上開催していない。 ←実施できていない場合、減算対象となる。
- ・ 委員会の開催や研修を実施したことの記録を作成していない。
- ・ 委員会の内容を従業者に周知できていない。

⑦虐待防止

- ・ 委員会を年に1回以上開催していない。 ←実施できていない場合、減算対象となる。
- ・ 委員会の開催や研修を実施したことの記録を作成していない。
- ・ 委員会の内容を従業者に周知できていない。
- ・ 虐待防止のための指針を確認できなかった。

4. 身体拘束廃止未実施減算について 減算該当要件について（再周知）

身体拘束廃止未実施減算要件（①～④のいずれかに当てはまる場合は減算）

- ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を **1年に1回以上**開催していない場合
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④身体拘束等の適正化のための研修を **1年に1回以上**実施していない場合

※「1年に1回以上」とは、「365日あたりに1回以上」です。年度ではありません。
開催期間が1年以上開いている場合は減算対象となります。

身体拘束を行う必要のある利用者がいなくても、②～④の要件を満たしていない場合は、減算対象となります。（居宅系サービスも対象）

※委員会や研修の開催頻度は虐待防止においても同様です。

5. 届出書等の標準様式について（全サービス共通）

（1）概要

令和8年4月1日より、指定の申請や変更の届け出等（以下「指定申請等」という。）の手続については、こども家庭庁、厚生労働省が定める様式（標準様式）により行うものとされました。姫路市ホームページでは随時様式の差し替えを行っています。

令和8年度以降標準様式で提出を求めるもの 令和8年3月6日時点

様式名	ホームページへのアップ 状況
別紙様式第一号 指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所 指定申請書、指定更新申請書、指定変更申請書	済
各種付表	済
勤務形態一覧表※ <u>障害児通所支援事業所は従来の様式を使用。</u>	済
参考資料1（主たる対象者を特定する理由等）	従来様式を使用
参考資料2（苦情解決処理の概要）	従来様式を使用
参考資料3（誓約書）	済

5. 届出書等の標準様式について（全サービス共通）

（3）FAQ

標準様式に係るFAQを作成しました。ご確認ください。

質問	回答
<p>令和8年4月1日以降、旧様式を用いて書類提出をした場合、どうなるか。</p>	<p>標準様式による差し替えを求めます。</p>
<p>標準様式の勤務形態一覧表は全サービスにおいて、各従業者の勤務時間数を記載する内容となっている。 <u>障害児通所支援事業について、以前はシフト区分を作成し、サービス提供時間を通じて直接処遇職員を配置していることを確認できる仕様であったが、標準様式の勤務形態一覧表のみ作成・保管することで足りるか。</u></p> <p>障害児通所支援事業所注意！</p>	<p><u>障害児通所支援事業所においては、令和8年4月以降も従来の勤務形態一覧表を用いてください。※標準様式受付不可</u></p> <p>令和8年2月26日実施令和7年度指定障害児通所支援事業者集団指導で周知済み</p>

5. 届出書等の標準様式について（全サービス共通）

(3) FAQ

質問	回答																																																		
<p>障害福祉サービス事業（障害児以外のサービス）の勤務形態一覧に前年度平均利用者数の入力箇所があるが、届け出の際、従前の前年度平均利用者数算定シート[※]の提出も必要か。</p>	<p>原則、従前の前年度平均利用者数算定シート[※]の提出は不要です。ただし、標準様式に定められた前年度平均利用者数入力箇所は、定員の増減に一部対応していません（例：定員増から6ヶ月未満は前年度の平均利用者数+定員増加分の90%で算出）。この場合、人員に関する基準欄に自動計算で表示された各職種の求められる常勤換算数で配置した際、人員が不足する結果となりますので、ご注意ください。</p> <p>なお、共同生活援助については、夜間支援体制加算Iを算定する場合等、共同生活住居ごとに平均利用者数を算出する必要がありますので、従前の前年度平均利用者数算定シート[※]による住居ごとの実績管理と届出をお願いします。</p> <div data-bbox="614 886 2443 1219" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><前年度の平均値> ※新規申請の場合は推定数を記載ください。</p> <table border="1" data-bbox="614 933 2443 1072"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> <th>平均利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者延べ数</td> <td>300</td> <td>285</td> <td>300</td> <td>315</td> <td>315</td> <td>285</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>285</td> <td>285</td> <td>285</td> <td>300</td> <td>3555</td> <td rowspan="2">15.0</td> </tr> <tr> <td>開所日数</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>237</td> </tr> </tbody> </table> <p><人員に関する基準></p> <table border="1" data-bbox="614 1122 1251 1219"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サービス管理責任者</th> <th>職業指導員及び生活支援員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な配置数</td> <td>1</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1403 1089 2397 1196" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>就労継続支援A型・B型勤務形態一覧表の抜粋</p> </div> <div data-bbox="1251 1229 2346 1336" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><前年度の平均値>に基づき、自動計算で表示</p> </div> </div>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均利用者数	利用者延べ数	300	285	300	315	315	285	300	300	285	285	285	300	3555	15.0	開所日数	20	19	20	21	21	19	20	20	19	19	19	20	237	区分	サービス管理責任者	職業指導員及び生活支援員	必要な配置数	1	1.5
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均利用者数																																					
利用者延べ数	300	285	300	315	315	285	300	300	285	285	285	300	3555	15.0																																					
開所日数	20	19	20	21	21	19	20	20	19	19	19	20	237																																						
区分	サービス管理責任者	職業指導員及び生活支援員																																																	
必要な配置数	1	1.5																																																	

6. 経営情報の見える化について（全サービス共通）

（1）概要

厚生労働省では、障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年8月から運用を開始しました。

令和7年度以降報告すべき事項に加わったもの

事項	主な報告事項	報告期限	報告手段
障害福祉サービス事業者の経営情報データベース	<ul style="list-style-type: none">・ 収益・費用の内容・ 職員の職種別人員数・ 職種別給与(※任意の報告事項) 等	毎会計年度終了後、3か月以内 初年度は、令和8年3月末まで	障害福祉サービス等情報公表システムログイン
障害福祉サービス等情報公表制度の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の一人あたりの賃金(※任意の報告事項)	毎年度	こちら （外部サイトへリンク）

詳しくは厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会 | を参照

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

6. 経営情報の見える化について（全サービス共通）

（2）制度に関するQ & A

Q質問	A回答
<p>報告した経営情報はWAMNET上で公表されてしまうのか？ 報告した経営情報はどのように活用されるのか？</p>	<p>経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。</p>
<p>報告の単位はサービス単位か？事業所や法人ごとか？</p>	<p>原則、サービス単位でご報告ください。ただし、サービス単位や事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は事業所単位や法人単位でご報告いただいても差し支えありません。</p>
<p>職員の一人あたりの賃金は必ず入力しなければならないのか。</p>	<p>任意の報告事項となります。御協力いただける場合は入力をお願いいたします。</p>

7. 事務連絡

1 重要事項説明書等における姫路市窓口時間の記載の修正依頼

令和7年7月1日から姫路市役所の受付時間を8:35~17:20から9:00~17:00に変更しています。

重要事項説明書や苦情対応のマニュアル等において、行政機関として姫路市の受付時間を記載している場合は変更をお願いします。

2 実務経験を有する資格における実務経験内容の再確認依頼

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員等の職種については、研修受講要件と実務経験要件があります。該当の者が研修を受講されているようであっても、必ず法令等に定める実務経験要件を満たすことを確認してください。

実務経験に算入できる経歴か不明な場合は市へご相談ください。相談の際は、必ず、具体的な勤務先名、職種、経験年数等をメール等の文章で示し質問してください。電話でのご相談に対しては回答しかねます。

～確認された事例～

必要な研修を受講していたが、**実務経験を積まれた施設が当該職種の実務経験に算入できない施設**であることが判明！

例①：有料老人ホームでの実務経験はサービス管理責任者の実務経験に算入できない。

例②：認可外保育所での実務経験は児童発達支援管理責任者の実務経験に算入できない。

受講ありがとうございました。

この度の集団指導は受講報告書の提出は必要ありません。
各事業所、集団指導内容を踏まえ、適正運営に努めてください。
また、3月30日実施予定の事業者説明会もお忘れなく受講してください。

